建築工事下請契約書

　（注文者）○○○○による○○ビル新築工事のうち、下記の工事について、（元請人）○○○○（以下「甲」という。）と（下請人）○○○○（以下「乙」という。）は、次のとおり建築工事下請契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（工事の表示）

　１　工事名　　　○○ビル新築工事

　２　工事場所　　東京都新宿区○○

　３　工期　　　　着工　令和○年○月○日

　　　　　　　　　完成　令和○年○月○日

　４　引渡時期　　完成の日から○日以内

　５　請負代金　　金○○円（消費税込）

　６　支払条件

　　　着工時（令和○年○月○日限り）

　　　　　　　　　金○○円（消費税込）

　　　工事完成後引渡時（令和○年○月○日予定）

　　　　　　　　　金○○円（消費税込）

第１条　（目的）

甲は、自身が大手業者から受注したビルの新築工事について、乙に下請に出すことにし、乙がこれを承諾したため、本契約を締結する。

第２条　（総則）

１　乙は、甲と注文者との間の契約書、別冊図面及び仕様書に基づき、甲の指示に従って、頭書の請負代金額をもって工期内に工事を完成する。

２　本契約の条項、図面及び仕様書に明示されていないものは甲の指示に従うものとする。

第３条　（権利義務の譲渡）

乙は、本契約によって生ずる権利義務を、甲の事前の書面による承諾なくして、第三者に譲渡し又は承継させてはならない。

第４条　（支給品、貸与品の取扱い）

１　乙は、甲より工事材料の支給を受け、又は機械器具の貸与を受けた場合は、善良なる管理者の注意をもって使用し、かつ、第三者に転貸してはならない。

２　乙が前項の規定に反し、その結果、甲より乙に支給又は貸与された物が滅失・棄損した場合は、乙は、それによって甲が被った損害を直ちに賠償する。

第５条　（一般的損害）

工事目的物の引渡前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害、その他工事施工に関連して生じた損害は、その原因が乙の責に帰すべき事由によるときは乙の負担とし、その他の事由によるときは甲乙協議のうえ、対処するものとする。

第６条　（検査及び引渡し）

１　乙は、工事を完成したときはその旨を書面により甲に通知し、甲の検査を受けなければならない。

２　甲は、前項の乙の通知を受けた場合、直ちに検査を行い、検査に合格したときは工事目的物の引渡しを受けるものとする。

第７条　（契約不適合責任）

乙は、契約工事の引渡しの日より甲と注文者との間の契約書に示された修補期間中は、工事目的物に本契約の目的に適合しない箇所があればこれを修補し、又は当該契約不適合によって生じた滅失もしくは毀損につき損害を賠償しなければならない。

第８条　（甲の解除権）

甲は、乙が以下の各号のいずれかに該当したときは、乙に対する催告及び自己の債務の履行の提供をしないで直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

①　乙の責に帰すべき事由により、工期内又は甲の認めた延長期間内に工事を完成する見込みがないことが明らかとなったとき

②　乙が正当な理由なく工事に着手しないとき

③　その他、契約条項の違反、背信的行為の存在等、本契約を継続することが著しく困難な事情が生じたとき

第９条　（乙の解除権）

乙は、甲が以下の各号のいずれかに該当したときは、甲に対する催告及び自己の債務の履行の提供をしないで直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

①　契約条項に違反し、その違反によって工事を完成することが不可能又は著しく困難になったとき

②　請負代金の支払能力を欠くことが明らかとなったとき

③　その他、契約条項の違反、背信的行為の存在等、本契約を継続することが著しく困難な事情が生じたとき

第１０条　（損害賠償責任）

甲又は乙は、解除、解約又は本契約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、その損害の全て（弁護士費用及びその他の実費を含むが、これに限られない。）を賠償しなければならない。

第１１条　（第三者の損害）

乙は、施工のため、第三者の生命、身体、財産に危害ないし損害を与えたときは、乙がその処理解決に当たり、その費用を負担する。ただし、その損害のうち、甲の責に帰すべき事由により生じたもの及び工事の施工に伴い通常避けることができない事象により生じたものについては、この限りではない。

第１２条　（反社会的勢力の排除）

１　甲及び乙は、自己又は自己の役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。

①　反社会的勢力に自己の名義を利用させること

②　反社会的勢力が経営を実質的に支配していると認められる関係を有すること

２　甲又は乙は、前項の一つにでも違反することが判明したときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

３　本条の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

第１３条　（協議解決）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ解決する。

第１４条　（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、訴額等に応じ、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

　本契約締結の証として、本契約書２通を作成し、甲乙相互に署名又は記名・捺印のうえ、各１通を保有することとする。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞